

入札説明書

重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理工事

23文保第19号

平成23年8月

奈良県教育委員会 文化財保存事務所

入 札 説 明 書

重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理工事にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。（共同企業体構成員も含む）

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち屋根工事に登録を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下、「登録業種工事」といいます。）の特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 入札公告に記載する競争入札参加意向申出書の提出日、入札執行日及び競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (8) 共同企業体の全ての構成員は、登録業種工事の元請実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者にあっては出資比率が20%以上、その他の構成員にあっては10%以上の場合に限ります。

2 競争入札参加意向申出書の提出

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加意向申出書（別記様式1-1または1-2）を下記により提出し、現場説明会案内書の交付を受けなければなりません。

(1) 入札参加意向申出書の提出

- ア 提出期限 平成23年9月6日(火)午後4時まで(郵送は午後5時着まで)
- イ 提出場所 奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所 庶務係
- ウ 提出枚数 1枚
- エ 提出方法 郵送又は持参。期限内に到着したもののみ有効
奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所 庶務係あてに送付または持参してください。
- オ その他 入札参加意向申出書が期限内に提出された場合、現場説明会案内書を交付します(申出書提出が持参の場合は受付時に交付。郵送提出の場合は案内書は郵送及びファックスにより送付)。
参加意向申出書を郵送提出された場合、9月7日(水)正午までにファックスで案内書を送付しますが、郵送したにもかかわらず、案内書の送付がない場合、9月7日(水)午後4時までに下記に問い合わせてください。
奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所 庶務係
電話 0742-27-9865

3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書(共同企業体を組む場合のみ)及びその添付資料(以下「申請書及び資料」といいます。)を下記によって持参により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 平成23年9月21日(水)午後5時
- ウ 提出場所 奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所 事業係
- エ 提出方法 郵送(書留郵便に限ります。)又は持参。期限内に到着したもののみ有効
奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所 事業係あての親展として送付してください。

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 申請書及び資料の差し替え並びに再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式2-1又は2-2により作成してください。
- カ 共同企業体を組む場合は、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書を別記様式3により作成してください。
- キ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(オ)のとおりとし、次に従い作成してください。

(ア) 工事实績を記載した書面

過去15年以内に竣工した檜皮葺きの葺替を含む工事で、平葺面積35㎡以上の施工実績を1件以上、別記様式4（必要に応じ様式4-2）に記載してください。当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（コリンズ）」に登録されている場合は、**「竣工時カルテ受領書」を添付するとともに、檜皮葺の施工を含む工事であることがわかる設計書・仕様書等の写しを添付してください。**

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書（受注形態が共同企業体の場合は協定書）、設計書及び仕様書等の写しを提出してください。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」（様式4-2）を提出してください。民間発注工事の場合は、実施を証明することのできる書類を添付してください。（当該様式の1～4の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。）

なお、上記の設計書・仕様書等の写し、「工事施工証明書」等で、檜皮葺の施工を含む工事であることが確認できない場合は、檜皮葺の施工がわかる該当工事の工事写真のカラーコピー等を添付してください。

(イ) 配置予定技術者の資格等を記載した書面

入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式5に記載してください。

(ウ) 現場代理人報告書

別記様式6に記載のうえ、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

(エ) 技能者一覧表

別記様式7に記載してください。

(オ) モラルに対する決意を記載した書面

モラルに対する決意を記載した書面は別記様式8-1又は8-2により作成してください。

(3) 申請書及び資料の作成説明会

実施しません。

4 入札書の提出及び開札の日時、場所

(1) 入札書は郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「9月20日開札（重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理工事 23文保第19号）入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所長あての親展として、平成23年9月16日（金）午後5時までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみが有効です。

<送付先> 〒630-8502

奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所長

(2) 開札の日時 平成23年9月20日(火)午前10時00分

(3) 開札の場所 奈良市登大路町30番地
奈良県庁 東棟2階 教育委員室

5 入札方法等

(1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した見積根拠資料の提出を求めます。見積根拠資料の様式は現場説明会実施時に示します。

(4) 見積根拠資料は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、商号又は名称及び所在地を記載し、記名押印が必要です。

(5) 見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア、イの場合の入札書は無効又は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 見積根拠資料を提出しない場合

イ 見積根拠資料の「入札書又は見積書記載金額」欄に記載される額が「入札書」に記載される額と一致していない場合

6 入札の無効

1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において1に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

7 落札者の決定方法

(1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

(2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内ですべてのものが入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。

(3) (2)のうち、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。

「くじ」を行う場所 奈良市登大路町30番地

奈良県庁 主棟4階北側 会計局入札室

「くじ」を行う日時 平成23年9月20日(火)午後4時30分

8 最低制限価格の算定方法

この工事の最低制限価格は次の算式により設定しています。但し、この式により算出された金額が、予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。

$$\text{最低制限価格} = (\text{「直接工事費」} \times 0.95 + \text{「現場管理費」} \times 0.80 + \text{「一般管理費等」} \times 0.30) \times 105 / 100$$

9 技術者の配置

落札者は様式5に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

10 現場代理人の配置

落札者は様式6に定める資料に記載した現場代理人を当該工事の現場に配置するものとします。

11 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

12 手続における交渉の有無

無

13 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

14 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8502

奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 文化財保存事務所 庶務係

電話 0742-27-9865

別表 1

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	<p>①建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>②建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>③建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>④建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑤建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>

(様式1-1)

競争入札参加意向申出書

年 月 日

奈良県教育委員会事務局
文化財保存事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号 _____

連絡先ファクス番号 _____

平成23年8月26日付けで公告のありました重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理
工事 23文保第19号 に係る競争入札について、入札への参加を申し込みます。

・建設業の許可の状況

許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可を受けた建設工事の種類

(様式1-2)

競争入札参加意向申出書

年 月 日

奈良県教育委員会事務局
文化財保存事務所長 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
住所・名称及び代表者名 印

共同企業体構成員の
住所・名称及び代表者名 印

共同企業体構成員の
住所・名称及び代表者名 印

今回、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため ○○○○○○○○ を代表者とする○○△△□□特定建設工事共同企業体を結成する予定で、平成23年8月26日付けで公告のありました 重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理工事 23文保第19号 に係る競争入札について、入札への参加を申し込みます。

構成員の名称 及び代表者名	所在地	予 定 ^(%) 出資割合	許可番号及び 許可年月日	許可を受けた建設 工 事 の 種 類

(様式2-1)

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号

連絡先ファクス番号

平成23年8月26日付けで公告のありました重要文化財長尾神社本殿屋根檜皮葺等修理工事 23文保第19号に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

・建設業の許可の状況

許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可を受けた建設工事の種類

添付書類

1. 入札公告第2の表中4に定める施工実績を記載した書面（様式4）
2. 入札公告第2の表中5に定める配置予定技術者の工事従事実績等を記載した書面（様式5）
3. 入札公告第2の表中6に定める現場代理人報告書（様式6）
4. 入札公告第2の表中8に定める技能者一覧表（様式7）
5. モラルに対する決意を記載した書面（様式8-1）

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
住所・名称及び代表者名 印

共同企業体構成員の
住所・名称及び代表者名 印

共同企業体構成員の
住所・名称及び代表者名 印

今回、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため ○○○○○○○○ を代表者とする ○○△△□□特定建設工事共同企業体を結成したので、平成23年8月26日付けで公告のありました重要文化財長尾神社本殿屋根檜皮葺等修理工事23文保第19号に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

構成員の名称及び代表者名	所在地	出資割合(%)	許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設工事の種類

記

申請書類

1. 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書(様式3)
2. 入札公告第2の表中4に定める施工実績を記載した書面(様式4、全構成員分)
3. 入札公告第2の表中5に定める配置予定技術者の工事従事実績等を記載した書面(様式5、全構成員分)
4. 入札公告第2の表中6に定める現場代理人報告書(様式6、全構成員分)
5. 入札公告第2の表中8に定める技能者一覧表(様式7、全構成員分)
6. モラルに対する決意を記載した書面(様式8-2)

申請する共同企業体構成員の数に応じて記入してください。

(様式3)

特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 奈良県発注に係る「重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理工事 23文保第19号」(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同
企業体(以下「当共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3
カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

県	市	町	番地
	建設株式会社		
県	市	町	番地
	建設株式会社		
県	市	町	番地
	建設株式会社		

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

建設株式会社	%
建設株式会社	%
建設株式会社	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は 銀行とし、同共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合においては、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に替えて、他の構成員全体及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社と 建設株式会社と 建設株式会社
は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書4通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

建設株式会社
代表者

印

建設株式会社
代表者

印

建設株式会社
代表者

印

申請する共同企業体構成員の数に応じて記入してください。

(様式4-2)

工 事 施 工 証 明 願

当該工事発注機関の長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

奈良県発注の「重要文化財 長尾神社本殿 屋根檜皮葺等修理工事 23文保第19号」について入札参加資格申請をするに当たり、その参加要件である工事实績を証明するため、下記工事の施工実績について証明願います。

記

1 工 事 名

2 施 工 場 所

3 工 期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 契 約 金 額 円

5 工事規模・内容（詳細に記載）

.....
工 事 施 工 証 明 書

上記について証明する。

平成 年 月 日

当該工事発注機関の長名

印

(様式5)

配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

項 目 (該当に○)	主任技術者	監理技術者
氏 名	(年齢 才)	
所 属 (会社名・部署名)		
採用年月日	年 月 日	
法令による免許等	[交付番号] 年交付 [交付番号] 年交付	
工 事 経 歴	工 事 名	
	発 注 者	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	受 注 形 態	
	工 事 概 要	
	工 事 種 別	
従 事 役 職		

- ※受注形態は単体又は共同企業体の別を記載するとともに協定書の写しを添付してください。
- ※3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付して下さい。また、建築工事に係る資格・免許等があればその写しを添付して下さい。
- ※工事概要についてはできる限り詳細に記入してください。
(完成・引き渡しの完了したもののうち、できるだけ最近の工事实績を記入してください)

(様式6)

現場代理人報告書

氏 名	(年齢 才)
所 属 (会社名・部署名)	
採用年月日	年 月 日

※3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付して下さい。

(様式7)

技能者一覧表

氏名 (年齢)	所属 (会社名・部署名)	経験年数	直近の同種工事の 従事内容・期間

モラルに対する決意

- 1 建設業法を遵守すること。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守すること。
- 3 その他建設業者として遵守しなければならない法律及び手続きについて誠実に
対応すること。
- 4 暴力団又は暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、県又は警察へすみ
やかに届け出ること。

我々は、上記の 1 から 4 までについて、誠実に取り組んでおり、今回の競争入札
参加申請に当たっても、これらを遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

モラルに対する決意

- 1 建設業法を遵守すること。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守すること。
- 3 その他建設業者として遵守しなければならない法律及び手続きについて誠実に
対応すること。
- 4 暴力団又は暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、県又は警察へすみ
やかに届け出ること。

我々は、上記の1から4までについて、誠実に取り組んでおり、今回の競争入札
参加申請に当たっても、これらを遵守することを誓約します。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体代表者の
住所・名称及び代表者名 印

共同企業体構成員の
住所・名称及び代表者名 印

共同企業体構成員の
住所・名称及び代表者名 印

申請する共同企業体構成員の数に応じて記入してください。